

筋痛性脳脊髄炎（慢性疲労症候群）患者の支援を求める意見書

筋痛性脳脊髄炎は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD）において神経系疾患に分類され、日常生活を送れなくなるほど強い疲労が持続し、又は再発を繰り返し、労作後の神経免疫系の極度の消耗、微熱、関節痛、筋力の低下、頭痛や睡眠障害等の症状を伴う病気です。

日本においては、全労働人口中24万人の患者がいると推定されていますが、診療を行う医師が非常に少なく、地域的にも偏っています。職を失うほど深刻な病気でありながら原因が解明されていないために、心因性と思われたり詐病の扱いを受けるなど、偏見と無理解に苦しんでいます。

また、介護が必要であるにもかかわらず、障害者施策の対象にもならないため、医療と社会保障の両面から患者の命と暮らしを支えることが必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 厚生労働省に再度、筋痛性脳脊髄炎(慢性疲労症候群)専門の研究班を発足させ、重症患者の実態を調査し、この病気の真の原因を研究すること。
- 2 筋痛性脳脊髄炎(慢性疲労症候群)が深刻な器質的疾患であることを認め、医療関係者や国民に周知させ、全国どこでも患者が診療を受けられる環境を整えること。
- 3 医師の意見書などにより日常生活や社会生活上の参加に制限が認められる患者には、障害者手帳を持っていないくとも、生活支援や介護、就労支援などがスムーズに受けられるようにすること。
- 4 障害者総合支援法が制定され難病の枠組みができたにもかかわらず制度の谷間に置かれた、筋痛性脳脊髄炎(慢性疲労症候群)及び対象外の疾患については、生活実態を考慮した上で福祉サービスを受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月21日

上田市議会議長 尾 島 勝